

# 第 56 回岩手県水産審議会

日時 平成 30 年 8 月 2 日 (木) 13 : 30 ~

場所 岩手県水産会館 5 階大会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 挨拶

### 3 議 事

(1) 会長及び副会長の選出について

(2) 次期総合計画の策定について

① 新しい長期計画の概要について

資料 1

② 新しい長期計画における水産分野の方向性について

資料 2

### 4 報 告

岩手県水産基盤整備方針の改定について

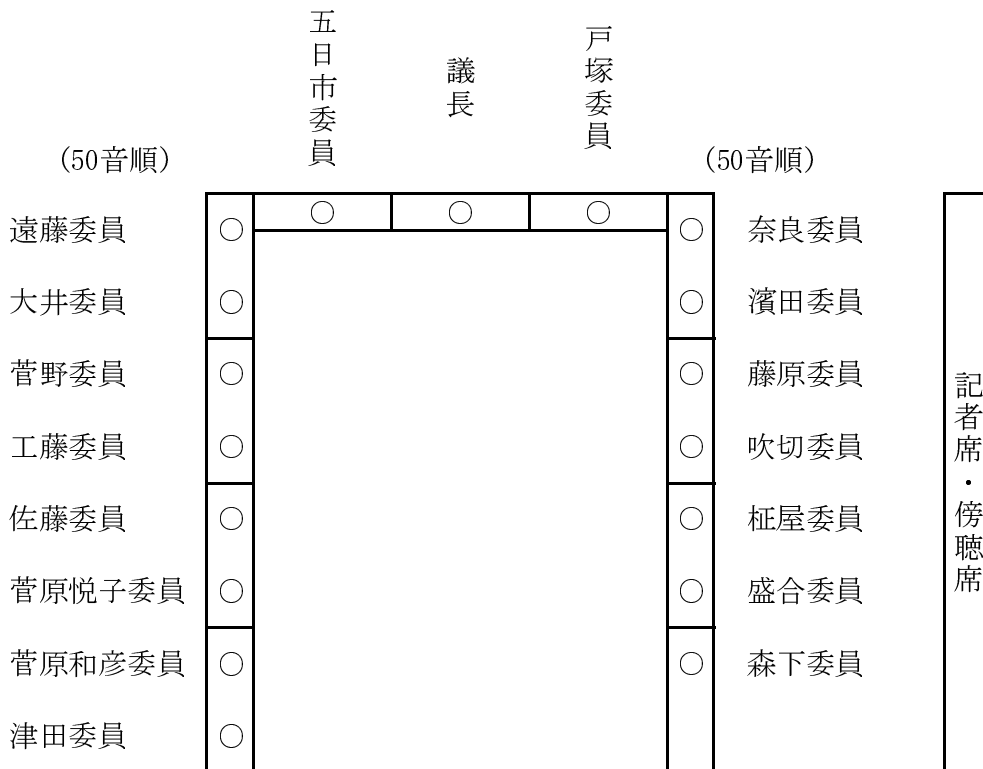
資料 3

### 5 その他

### 6 閉 会

# 第56回岩手県水産審議会 配席図

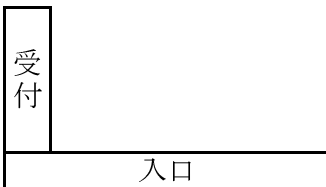
日時 平成30年8月2日(木)13:30～  
場所 岩手県水産会館 5階大会議室



○	○	○	○	○	○	○	○	○			
政策推進室特命課長	振興担当課長	水産振興課長	漁業調整課長	水産振興課長	水産担当技監兼課長	農林水産部長	総務兼団体指導課長	漁港担当技監	総括課長	漁港漁村課長	漁港漁村課長

○	○	○	○	○	○	○	○	○		
特命課長	水産振興課長	県北広域振興局	宮古水産振興所長	沿岸広域振興局長	大船渡水産振興所長	水産技術副所長	内水面水産技術所長	農林水産企画課長	総括課長	流通課長

○	○	○	○	○	○	○	○
委員	海区漁業調整事務局長	漁業取締事務所	水産振興課(進行係)	水産振興課(マイク係)	水産振興課(記録係)		



# 第 56 回岩手県水産審議会 出席者名簿

日時 平成 30 年 8 月 2 日(木) 13 : 30 ~  
場所 岩手県水産会館 大会議室

## 【 岩手県水産審議会委員 】

氏名	所属	備考
いつかいち ちか 五日市 知香	(株)パイロットフィッシュ代表取締役	
えんどう じょうじ 遠藤 譲一	久慈市長	
おおい せいじ 大井 誠治	岩手県漁業協同組合連合会代表理事会長	
かんの のぶひろ 菅野 信弘	北里大学海洋生命科学部長	
くどう まさよ 工藤 昌代	(株)ホップス代表取締役	
さとう よしや 佐藤 由也	岩手県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長	
すがわら えつこ 菅原 悦子	岩手大学理事兼副学長	
すがわら かずひこ 菅原 和彦	岩手日報社論説委員会委員長	
つだ やすゆき 津田 保之	岩手県水産加工業協同組合連合会代表理事会長	
とつか えりこ 戸塚 絵梨子	(株)パソナ東北創生代表取締役	
なら さとる 奈良 悟	農林中央金庫仙台支店長	
はまだ たけし 濱田 武士	北海学園大学経済学部教授	
ふじわら まほ 藤原 真帆	いわて生活協同組合常務理事	
ふっきり まもる 吹切 守	岩手県漁業士会会長	
まさや のぶお 枳屋 伸夫	普代村長	
もりあい としこ 盛合 敏子	岩手県漁協女性部連絡協議会会長	
もりした みきお 森下 幹生	大船渡商工会議所水産業部会長	

【 岩手県関係部局 】

職名	氏名
農林水産部長	上田 幹也
農林水産部水産担当技監兼水産振興課総括課長	伊藤 克宏
農林水産部漁港担当技監	岩渕 和弘
農林水産部参事兼団体指導課総括課長	菊池 光洋
農林水産部流通課総括課長	高橋 浩進
農林水産部農林水産企画室企画課長	照井 富也
農林水産部水産振興課漁業調整課長	森山 拓也
農林水産部水産振興課振興担当課長	工藤 飛雄馬
農林水産部水産振興課特命課長	阿部 孝弘
農林水産部漁港漁村課総括課長	阿部 幸樹
農林水産部漁港漁村課漁港課長	佐々木 剛
政策地域部政策推進室特命課長	本多 牧人
沿岸広域振興局水産部長	山口 浩史
沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター所長	稲荷森 輝明
沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター所長	神 康俊
県北広域振興局技術参事兼水産部長	石田 享一
岩手県水産技術センター副所長	赤平 英之
岩手県内水面水産技術センター所長	高橋 禎
岩手県漁業取締事務所長	五十嵐 和昭
岩手海区漁業調整委員会事務局長	中井 一広

# 第 23 期水産審議会委員名簿

任期 2018 年 7 月 10 日から 2020 年 7 月 9 日まで

平成 30 年 7 月 10 日現在

氏名	所属	備考
いたくら 板倉 しのぶ 茂	国立研究開発法人水産研究・教育機構 東北水産研究所所長	再任
いつかいち 五日市 ちか 知香	(株)パイロットフィッシュ代表取締役	再任
えんどう 遠藤 じょうじ 譲一	久慈市長	再任
おおい 大井 せいじ 誠治	岩手県漁業協同組合連合会代表理事会長	再任
おおいし 大石 さちこ 祥子	岩手県学校栄養士協議会会長	再任
かんの 菅野 のぶひろ 信弘	北里大学海洋生命科学部長	再任
くどう 工藤 まさよ 昌代	(株)ホップス代表取締役	再任
さとう 佐藤 よしや 由也	岩手県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長	再任
すがわら 菅原 えつこ 悦子	岩手大学理事兼副学長	再任
すがわら 菅原 かずひこ 和彦	(株)岩手日報社論説委員長	新任
つだ 津田 やすゆき 保之	岩手県水産加工業協同組合連合会代表理事会長	新任
とだて 外館 なおき 尚紀	JF 岩手漁青連会長	再任
とつか 戸塚 えりこ 絵梨子	(株)パソナ東北創生代表取締役	新任
なら 奈良 さとる 悟	農林中央金庫仙台支店長	再任
はまだ 濱田 たけし 武士	北海学園大学経済学部教授	新任
ふじわら 藤原 まほ 真帆	いわて生活協同組合常務理事	新任
ふっきり 吹切 まもる 守	岩手県漁業士会会長	再任
まさや 柁屋 のぶお 伸夫	普代村長	再任
もりあい 盛合 としこ 敏子	岩手県漁協女性部連絡協議会会長	再任
もりした 森下 みきお 幹生	大船渡商工会議所水産部会長	新任

計 20 名 (敬称略・50 音順)

# 岩手県水産審議会条例

(昭和 48 年 7 月 16 日条例第 46 号)

改正

平成 12 年 12 月 18 日条例第 72 号

平成 13 年 7 月 9 日条例第 57 号

平成 20 年 7 月 11 日条例第 38 号

(設置)

第 1 条 総合的な水産業施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県水産審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、総合的な水産業施策の推進に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

一部改正〔平成 13 年条例 57 号〕

(所掌)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 水産業振興のための基本的な施策に関すること。
- (2) 水産業の近代化の推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合的な水産業施策の推進に関する重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 市町村長
  - (2) 水産業団体の役職員
  - (3) 商工関係団体の役職員
  - (4) 株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫の役職員
  - (5) 消費者を代表する者
  - (6) 学識経験者
  - (7) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 13 年条例 57 号・20 年 38 号〕

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項の調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、第 2 条に定める所掌事項に関し、必要に応じて学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。

一部改正〔平成 12 年条例 72 号〕

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 12 月 18 日条例第 72 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 7 月 9 日条例第 57 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 7 月 11 日条例第 38 号)  
この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。